

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの「○務第○○○号平成18年○月○日付、○○○○警察署長殿より回答があった、記の中に保管場所使用承諾証明書が添付してあると記入されている。この保管場所使用承諾証明書の開示を求める。」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1号の規定により部分開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成21年10月6日付けで、条例第6条第1項の規定により処分庁に対して、「○務第○○○号平成18年○月○日付、○○○○警察署長殿より回答があった記の中に保管場所使用承諾証明書が添付されていると記入されている。この保管場所使用承諾証明書の開示を求める。」との開示請求を行った。

2 処分の内容

処分庁は、上記開示請求に対し、

「平成18年7月25日付け○○警察署保管に係る保管場所使用承諾証明書」を特定し、平成21年10月19日付けで、審査請求人に対し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分、決定の根拠及びその理由を次のとおり審査請求人に対し通知した。

(1) 開示しない部分

保管場所の位置及び使用者の各欄に記載された内容並びに自動車保管場所の使用を承諾した者に係る情報

(2) 決定の根拠及び理由

ア 根拠

条例第7条第1号（個人情報）に該当

イ 理由

開示しない部分は、保管場所の使用者又は保管場所の使用を承諾した者に係る情報が記載されており、これらは特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しない。

3 審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、平成21年10月24日付けで、処分庁の上級行政庁である長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「開示されなかった部分について、開示を要求する。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) この土地を車庫として車庫証明をとる場合は、土地の名義が道路より三名でそれぞれの持分があり、利害関係が有ると考えた時、車庫使用者は権利者に対し、情報を提供する必要がある、個人情報に当たらない。
- (2) 不開示部分は、条例第7条第1号ただし書イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）に該当するため、不開示は妥当でない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る公文書及び記載内容について

本件開示請求に係る公文書については、開示請求書にも記載があるように、〇〇警察署長よりなされた回答の中に記載されている保管場所使用承諾証明書であることから、「平成18年7月25日付け〇〇警察署保管に係る保管場所使用承諾証明書」と認められる。また、この公文書には、保管場所の位置、使用者及び使用期間並びに自動車保管場所の使用を承諾した年月日、自動車保管場所使用承諾者の氏名、住所、郵便番号、電話番号等が記録されている。

2 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示と規定している。

本件開示請求に係る公文書に記録された情報のうち、保管場所の位置及び使用者の各欄に記載された内容並びに自動車保管場所の使用を承諾した者に係る情報については、いずれも個人の氏名、住所等を示す情報であることから、特定個人を識別することができる情報に該当し、条例第7条第1号の個人情報に該当すると認められる。

なお、条例第7条第1号ただし書ア、イ、ウのいずれかに該当すれば同号から除外されることとなるが、本件開示請求に係る公文書を公にすることとする法令等又は慣行もなく、現に公衆が知り得る状態におかれている実態もないこと、人の生命、健康等の保護のため公にする必要性がないこと、公務員の職務の遂行に係る情報でないことから、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められる。

3 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、「土地の名義が道路より三名でそれぞれの持分があり、利害関

係が有ると考えた時、車庫使用者は権利者に対し、情報を提供する必要がある、個人情報に当たらない。」と主張しているが、一般的な開示請求権の下では、開示請求者が開示を求める公文書の内容が、自己の利害関係等個別的事情に絡む内容であったとしても、その理由をもって開示決定等の判断に影響を与えるものではない。

4 諮問庁の判断

上記により、処分庁が、本件開示請求に対して、条例第7条第1号を根拠に部分開示決定をしたことは妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求に係る公文書は、本件開示請求の内容及び諮問庁からの説明により、「平成18年7月25日付け〇〇警察署保管に係る保管場所使用承諾証明書」と認められた。

2 条例の規定について

処分庁が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号の規定は次のとおりである。

条例第7条第1号は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）を不開示としている。ただし、同条同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても開示するものと規定している。

3 不開示部分の条例第7条第1号の該当性について

処分庁は、本件開示請求に係る保管場所使用承諾証明書に記録されている保管場所の位置及び使用者の各欄に記録された内容並びに自動車保管場所の使用を承諾した者に係る情報について、本号に該当するとして不開示としているので、次のとおり検討する。

(1) 個人情報の該当性について

不開示部分は、保管場所の位置及び車庫使用者の住所、電話番号、氏名並びに自動車保管場所の使用承諾者の郵便番号、住所、電話番号、氏名、印影であり、これらは個人を識別することができる情報に該当すると認められることから、条例第7条第1号の個人情報に該当する。

なお、審査請求人は審査請求書の中で、「土地の名義が三名でそれぞれの持分があり、利害関係が有ると考えた時、車庫使用者は権利者に対し、情報を提供する必要がある、個人情報に当たらない。」と主張しているが、条例上、個人を識別することができる情報は、開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情に関係なく、条例第7条第1号の個人情報に該当する。

(2) 条例第7条第1号ただし書の該当性について

ア ただし書アについて

本件開示請求の対象公文書である保管場所使用承諾証明書については、法令等の規定により公にする定めはなく、慣行として公にする取扱いもないことから、ただし書アには該当しない。

イ ただし書イについて

審査請求人は、意見書の中でただし書イに該当すると主張しているが、条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該公文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

審査請求人が主張する個別の財産権に関することについては、当事者間により明らかにすべきことと認められ、不開示部分である個人情報を公にすることが、一般に人の財産等を保護するために必要とは認められないことから、ただし書イには該当しない。

ウ ただし書ウについて

不開示部分は、明らかに公務員の職又は公務員の職務執行に関する情報ではないことから、ただし書ウには該当しない。

4 結論

以上のことから、処分庁が本件開示請求に対して、条例第7条第1号に該当することを理由として部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成21年11月19日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成21年12月7日	・ 諮問庁から理由説明書を受理
平成21年12月14日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成22年1月12日	・ 審査会（審査）
平成22年2月9日	・ 審査会（審査）
平成22年2月25日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
岡 本 芳 太 郎	長 崎 大 学 経 済 学 部 教 授	会 長
福 村 喜 美 子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	
横 瀬 透	長 崎 新 聞 社 常 務 取 締 役 総 務 ・ 企 画 ・ 労 務 担 当	